

III 地方自治体（市町村）合法木材調達調査

1 趣旨

地方の木材調達の重要な担い手である市町村の中で、合法木材の調達を行っている（あるいは、近い将来行う予定である）自治体に関し、グリーン購入の実態、合法木材調達の状況、庁舎など建築計画の中で木材調達実績、今後の調達方針、合法木材調達の課題についてヒアリング調査を実施することとした【調査様式は巻末の参考資料（参-21）を参照】。

6道県の協力を得て、19の市町村が対象となった。

2 調査結果の概要

（1）市町村レベルのグリーン購入計画の概況

5の道県で市町村全体のグリーン調達の概要を調査した結果は以下の通り。

表III-1 市町村レベルのグリーン購入計画

都道府県	全市町村数	グリーン購入計画を策定している		そのうち合法木材に言及している
		40	25	
A	40	25	0	0
B	38	10	0	0
C	27	2	2	2
D	17	4	1	1
E	180	38	4	4
計	302	79	7	

政令指定都市、県庁所在地などの市町村はグリーン購入計画を策定しているが、いまだ、全市町村では2割程度である。

また、そのうち合法木材に言及しているのはさらに1割程度である。

（2）市町村段階におけるグリーン購入方針と合法木材調達実績

調査した自治体のうち、合法木材を購入方針に位置づけているか、合法木材の調達実績のある自治体は以下の通りである。

北海道苫小牧市

グリーン購入推進方針書の中で、公共工事の分野で7品目が合法木材の調達を条件としている。合法木材の調達率も、製材等 37.3%、集成材 100%、合板 100%など把握している。

(資料Ⅲ 1 「苫小牧市グリーン購入推進方針」参照)

北海道旭川市

グリーン購入推進基本方針を定めているが、調達推進品目及び判断基準は国が定める品目、基準を準用することにしている。そのため、建築土木など市が工事発注する際に合法木材を指定することになるが、現状では調達した実態はない。

文具など14品目が重点調達品目になっており、合法木材が基準に記載されている。

(資料Ⅲ 2 「平成20年度旭川市グリーン購入調達方針」参照)

群馬県前橋市

グリーン購入基準表には木材に関して「間伐材等の再利用・有効利用木材が使用されること」が記載されているが、合法木材についての記載はない。

ただし、県木連が説明会を実施し、合法木材である県産木材を積極的に利用することとなり、平成20年で市有施設建築時に20立方メートル以上の調達による施工がされた。

静岡県浜松市

平成19年度から「浜松市グリーン購入ガイドライン」において以下の項目について「合法性が証明された木材製品の購入」が記載された。

紙類（コピー用紙、トイレットペーパー等を除く）／文房具／オフィス家具類／公共工事における製材等

(資料Ⅲ 3 「平成20年度浜松市特定調達物品等の調達方針」参照)

ただし契約時においても、合法木材調達の指定を行っておらず、合法木材を使用するかどうかは業者判断に任せられている。

和歌山市

平成20年度のグリーン購入計画で家具、製材などに合法木材の購入が規定されている。

(資料Ⅲ 4 「平成20年度和歌山市グリーン購入計画」参照)

具体的には公共工事に使用する合板、杭など合法木材の利用がされた。市の

担当者は、市の登録業者から調達しており、登録業者は和歌山県木材協同組合連合会の組合員もしくは木材業者登録を行っている者であり、違法伐採材が入る余地がないという認識である。

岡山市

岡山市グリーン購入基本計画において、フローリングについては合法木材の使用を奨励している。(製材、集成材等の木材については特定調達品目に定めていない、今後の課題として検討を依頼した(市当局は調達の可能性を見て判断する由))

(資料Ⅲ 5 「岡山市グリーン購入基本方針」 参照)

岡山県倉敷市

倉敷市グリーン調達方針品目には、すべての品目共通の配慮事項に合法木材についての記載がある。

(資料Ⅲ 6 「平成 20 年度倉敷市グリーン調達方針」 参照)

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」第 10 条第 1 項の規定を受け、本方針を作成する。

地球温暖化問題や廃棄物問題が深刻化する中で、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会を見直し、環境負荷の少ない「適量生産・適量消費・最少廃棄」社会へと変革することが求められている。

本方針は、環境に配慮した物品（グリーン物品）を本市が率先して購入等することで環境負荷の低減を図るとともに、地域社会への波及効果により循環型社会の形成の一助になることを目的とする。

2 適用範囲

苫小牧市環境マネジメントマニュアル（以下、「マニュアル」という。）の適用範囲と同様とする。

3 グリーン物品判断基準

マニュアルに定義される環境管理責任者（以下、「環境管理責任者」という。）は、毎年度、次に掲げる要件に配慮のうえ、「グリーン物品判断基準」（グリーン様式 1）を作成し、マニュアルに定義される活動推進員（以下、「活動推進員」という。）に通知する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- (4) 長い期間の使用ができること
- (5) 再使用が可能であること
- (6) 再生使用が可能であること
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること
- (8) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと

4 重点購入物品

環境管理責任者は、毎年度、本市が重点的に取り組むべき物品を「重点購入物品リスト」（グリーン様式 2）にまとめ、活動推進員に通知する。

5 購入の方法

(1) 共通事項

活動推進員は、物品の購入又は新規リース（以下、「購入等」という。）にあたってはその必要性を吟味するとともに、在庫量を把握の上、適切な量を購入等するよう努める。

(2) 重点購入物品リストに該当する物品

活動推進員は、重点購入物品リストに該当する物品を購入等する際は、グリーン物品判断基準に適合したものを購入等しなければならない。ただし、特別な理由があれば、それを明確にすることで、グリーン物品以外のものを購入等することができる。

(3) 重点購入物品リストに該当しない物品

活動推進員は、重点購入物品リストに該当しない物品を購入等する際でも、グリーン物品判断基準に適合したものを購入等するよう努める。

6 購入等数量を把握する物品の登録

- (1) 環境管理責任者は、重点購入物品リストに該当する物品のうち、購入等数量の把握が必要と判断した物品について、「グリーン購入実績報告書」（グリーン様式3）の物品名欄に登録する。
- (2) 環境管理責任者は、登録した物品について活動推進員に通知する。

7 購入等数量の把握及び報告手順

- (1) 活動推進員は、半期ごとにグリーン購入実績報告書を作成し、上期分は10月末日、下期分は4月末日までに、マニュアルに定義される実行部門長を経由して環境管理責任者に提出する。
- (2) 環境管理責任者は、提出されたグリーン購入実績報告書を集計した後、活動推進員に返却する。

8 印刷物の環境配慮

活動推進員は、印刷物（事務用印刷物、経理用伝票、封筒、冊子、パンフレット、ポスター、チラシ、名刺等）を作製する場合は、次の各号を満たすよう努める。

- (1) 別表1の環境配慮基準に適合した紙を使用する。
- (2) 別表2に示す材料等は、リサイクルの重大な障害となるため使用しない。
- (3) 別表3に示す材料等は、リサイクルに好ましくないため使用を抑制する。
- (4) 印刷物の利用者に対する啓発のため、印刷物が不要となった際の分離・分別やリサイクルを促す内容の表示をする。

9 協力要請

- (1) 環境管理責任者は、物品納入業者に、本方針並びに「グリーン物品判断基準」及び「重点購入物品リスト」を通知し、本市のグリーン購入推進への理解及び協力を要請する。
- (2) 環境管理責任者は、適用範囲外の本市組織に、本方針並びに「グリーン物品判断基準」及び「重点購入物品リスト」を通知し、グリーン購入の実施に努めるよう要請する。

10 記録の保管

本方針の運用の結果生じる記録についての保存年限及び保管責任者は、下表のとおりとする。

分類	記録の名称	保存年限	保管責任者
手順書様式	グリーン購入実績報告書（グリーン様式3）	3年	活動推進員

苫小牧市公共工事環境配慮指針

制定及び改訂履歴
平成 15 年 3 月 24 日(制定)
平成 20 年 3 月 26 日(改訂)

環境管理責任者



1 目的

公共工事は、比較的規模が大きく、その環境に与える影響が広範かつ甚大となりうることから、環境に十分配慮して実施する必要がある。

本指針は、公共工事を実施するにあたり、環境に配慮した資材、建設機械、工法を選択するための具体的方策を示したものであり、もって環境保全に資することを目的とする。

2 本指針の対象となる公共工事

別表に掲げる活動推進組織が実施する公共工事のうち、工事請負費で 130 万円以上のものを対象とする。

3 環境配慮項目及びその判断基準の作成

環境管理責任者は、国が作成する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の内容を参考に、別表に掲げる活動推進員（以下、「活動推進員」という。）と協議のうえ、「環境配慮項目及びその判断基準」（公共工事様式 1）を毎年 3 月までに作成する。

4 組織別取組项目的選定

環境管理責任者は、活動推進員と協議のうえ、各活動推進組織が重点的に取り組むべき環境配慮項目を選定し、「組織別取組項目一覧」（公共工事様式 2）を毎年 3 月までに作成する。

5 環境に配慮した公共工事の実施

(1) 活動推進員は、公共工事の実施にあたっては、組織別取組項目に該当する環境配慮項目の導入に努める。

(2) 活動推進員は、公共工事の請負業者に対し、環境配慮項目の導入に協力するよう要請する。

6 環境配慮项目的数量の把握及び報告

(1) 活動推進員は、毎年度末までに完了した公共工事（複数年にわたった工事を含む）について、組織別取組項目一覧に該当する環境配慮項目の導入状況を調査し、その結果を「公共工事環境配慮実績報告書」（公共工事様式 3）にまとめ、5月末日までに実行部門長を経由して環境管理責任者に提出する。

(2) 環境管理責任者は、提出された公共工事環境配慮実績報告書を集計した後、活動推進員に返却する。

7 記録の保管

本指針の運用の結果生じる記録についての保存年限及び保管責任者は、下表のとおりとする。

分類	記録の名称	保存年限	保管責任者
手順書様式	公共工事環境配慮実績報告書（公共工事様式 3）	3 年	活動推進員

分類	環境配慮項目名	判断基準
タイル	11 陶磁器質タイル	<p>①原料に再生材料（別表1の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p>
建具	12 断熱サッシ・ドア	<p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
製材等	13 製材	<p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>【配慮事項】原料として使用される原木（間伐材、林地残材及び小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。</p> <p>※備考1~4参照</p>
	14 集成材	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/m³以下かつ最大値で0.4mg/m³以下であること。</p>
	15 合板	<p>【配慮事項】間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	16 単板積層材	<p>【配慮事項】間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>※備考1~4参照</p>
再生木質ボード	17 パーティクルボード	<p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たっては生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、日本工業規格A1460に定める方法で測定したホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/m³以下かつ最大値で0.4mg/m³以下であること。</p>
	18 繊維板	<p>【配慮事項】合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	19 木質系セメント板	<p>【配慮事項】合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>※備考4参照</p>

資料Ⅲ2

平成20年度 旭川市グリーン購入調達方針

「旭川市役所地球温暖化対策率先実行計画」（以下「エコらしょ」という。） 第2章 旭川市グリーン購入推進基本方針 2-3 の規定に基づき、平成20年度旭川市グリーン購入調達方針を次のとおり規定する。

1 調達推進品目及び判断基準

市における調達推進品目及び判断基準は、毎年度見直しが行われる国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省のホームページ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html> 参照）に定める特定調達品目、判断の基準及び配慮事項を準用する。

2 重点調達品目及び調達目標

調達推進品目のうち、今年度における重点調達品目及びその調達目標は、別紙「平成20年度旭川市グリーン購入重点調達品目と調達目標」のとおりとする。

3 調達の方法

環境物品等（環境の負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務をいう。以下「グリーン物品」という。）の調達は、次に従って行う。

- (1) 重点調達品目に指定されている品目については、その調達実績を把握する。
- (2) 重点調達品目以外の調達推進品目についても、原則としてエコマーク、グリーンマーク及び国際エネルギースターマーク等の環境ラベルを取得した物品等（原材料、部品、製品及び役務をいう。以下同じ。）の購入を優先することとし、環境ラベルを取得した物品等がない場合は、旭川市グリーン購入推進基本方針 2-2 基本的考え方①～⑧のいずれかの条件を満たす物品等の選択を推進する。
- (3) グリーン物品が確認できない場合又は品質、性能等によりグリーン物品を選択することが不可能な場合は、グリーン物品以外の物品等を調達できる。
- (4) 環境ラベルの取得の有無及び旭川市グリーン購入推進基本方針 2-2 基本的考え方との適合状況については、環境ラベル等データベース (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)、グリーン購入法特定調達物品情報提供システム (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>)、各社が発行しているカタログ等を活用して確認する。

4 購入実績の把握等

- (1) 重点調達項目については、グリーン物品の購入実績を把握し、その継続的改善に努める。
- (2) 実績把握の項目は次のとおりとする。
 - ア 総調達量
 - イ グリーン物品の調達量
 - ウ グリーン物品の総調達量に占める割合
 - エ 非グリーン物品調達した場合の理由
- (3) 実績の報告にあたっては、別紙「旭川市グリーン購入実績報告様式」により、重点調達品目の調達実績を取りまとめ、エコらしょの調査票提出と同時に環境保全課に提出するものとする。

5 購入実績の公表

重点調達項目とされたグリーン物品の購入実績の公表は、エコらしょの公表に準じて行う。

平成20年度 旭川市グリーン購入重点調達品目と調達目標

分野		重点調達品目		調達目標(%)
紙類	情報用紙	1	コピー用紙	100
		2	フォーム用紙	100
		3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100
		4	ジアゾ感光紙	100
	印刷用紙	5	印刷用紙(カラー用紙を除く)	100
		6	印刷用紙(カラー用紙)	100
	衛生用紙	7	トイレットペーパー	100
		8	ティッシュペーパー	100
	文具類	9	シャープペンシル	100
		10	シャープペンシル替芯	100
		11	ボールペン	100
		12	マーキングペン	100
		13	事務用封筒(紙製)	100
		14	窓付き封筒(紙製)	100

資料

◎グリーン購入重点調達品目の調達に係る判断基準及び配慮事項は次のとおり

※国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」、及び特定調達品目検討会資料等から作成

紙類		重点調達品目		調達		判断基準及び配慮事項	
紙類 情報用紙	1	コピー用紙	枚	古紙 配合率 100%	塗工 量 12g/ m ²	【判断の基準】 ①古紙バルブ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	
						「グリーン購入法特定調達品目の紙類に係る調達について」 (平成20年2月14日付け環境省事務連絡) <平成19年度内及び平成20年度第一四半期間での措置> グリーン購入法の基本方針に定める判断基準の古紙バルブ配合率を満たす製品及び表示に困難のあるオフセット宣言された製品が存在しない事が明らかとなった場合は、納入業者等にヒアリングを行い、流通状況を確認した上で、極力古紙バルブ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用した製品を調達する。 ただし、この場合においては、グリーン購入法の基本方針に定める判断の基準の古紙バルブ配合率との環境価値の不足を生じるため、製紙メーカーに対して、所要の環境保全場の代償措置を求める。 ※代償措置とは ①事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出た場合（いわゆるオフセットなど） ②事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンバルブ（森林認証された木材から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出た場合など	
						環境省において、第2四半期以降の調達基準を検討した結果、製紙会社による古紙配合率100%の用紙供給量が国の調達量を満足すると見込まれたことから、国は古紙配合率100%の調達基準を継続することとした。 しかし、国のお調達量は製紙会社の用紙供給量の9割を超えており、当市の調達にあたって、市場に古紙配合率100%のコピー用紙が存在しない恐れがあることから、次のとおり調達の特例を定める。 <平成20年度第2四半期期間での措置> 調達を行う時点において、市場に古紙配合率100%のコピー用紙が存在しない事が明らかとなった場合は、次により調達を行うものとする。 【判断の基準】 ①古紙バルブ配合率と道産間伐材バルブ配合率の双方を合算した配合率が70%以上であり、かつ白色度70%程度以下であること。 なお、この場合にあっても極力古紙バルブ配合率が高いものを調達すること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	
紙類 情報用紙	2	フォーム用紙	枚	古紙 配合率 100%	塗工 量 12g/ m ²	【判断の基準】 ①古紙バルブ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンバルブ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンバルブを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンバルブ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンバルブを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	
						【判断の基準】 ①古紙バルブ配合率70%以上であること。 ②バージンバルブ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンバルブを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工量が両面で20g/m ² 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m ² とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンバルブ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンバルブを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	
						【判断の基準】 ①古紙バルブ配合率70%以上であること。 ②バージンバルブ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンバルブを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	

紙類		製品名		規格		判断の基準及び配慮事項	
紙類	情報用紙	4	ジアソ感光紙	枚	100	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>	
	印刷用紙	5	印刷用紙（カラー用紙を除く）	枚	100	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。</p> <p>④塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>	
		6	印刷用紙（カラー用紙）	枚	100	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>	
	衛生用紙	7	トイレットペーパー	ロール	100	<p>【判断の基準】</p> <p>○古紙パルプ配合率100%であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>	
		8	ティッシュペーパー	枚	100		

(備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。

「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」とは、廃材・未利用材を原料としたバージンパルプ、間伐材を原料としたバージンパルプ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された原料(森林認証材)を使用したバージンパルプ等をいう。(パブリックコメントの意見を踏まえ、6月末に閣議決定予定)

分野	重点調達品目	単位	調達目標(%)	判断の基準及び配慮事項
文具類	文具類共通			<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮していること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>（注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。</p>
文具類	9 シャープペンシル	本	100	<p>【配慮事項】</p> <p>○残芯が可能な限り少ないこと。</p>
	10 シャープペンシル替芯	個	100	<p>【判断の基準は容器に適用】</p>
	11 ボールペン	本	100	<p>【配慮事項】</p> <p>○芯が交換できること。</p>
	12 マーキングペン	本	100	<p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換又は補充できること。</p>
	13 事務用封筒 (紙製)	枚	100	<p>【判断の基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
文具類	14 窓付き封筒 (紙製)	枚	100	<p>【判断の基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。【窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。】</p> <p>●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 2 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 3 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

平成20年度

浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）

【■ 環境物品等の調達推進の意義と基本方針について】

【■ 浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）について】

【1 紙類（8品目）】

【2 文具類（81品目）】 (※2品目追加（前年度比較))

【3 オフィス家具類（10品目）】

【4 OA機器（13品目）】

【5 家電製品（4品目）】

【6 エアコンディショナー等（3品目）】

【7 温水器等（4品目）】

【8 照明（5品目）】 (※2品目追加（前年度比較))

【9 自動車等（5品目）】

【10 消火器（1品目）】

【11 制服・作業服（2品目）】

【12 インテリア・寝装寝具（9品目）】

【13 作業手袋（1品目）】

【14 その他繊維製品（3品目）】

【15 設備（4品目）】

【16 防災備蓄用品（6品目）】 (※1分野6品目追加（前年度比較))

【17 公共工事（60品目）】 (※1品目追加（前年度比較))

【18 役務（9品目）】 (※2品目追加（前年度比較))

【合計228品目】 (※1分野13品目増加（前年度比較))

* 本文中、下線と【○】が付けられている内容については、平成19年度ガイドラインから品目、判断の基準等に追加又は、変更をえたもの。

※定義

「判断の基準」	本基準を満たすものが特定調達物品等（ガイドラインの基準適合物）として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
「配慮事項」	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

■ 環境物品等の調達推進の意義と基本方針について

この基本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）第10条【地方公共団体による環境物品等の調達の推進】に基づき、市が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

なお、市がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1 環境物品等の調達推進の意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能ななものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、浜松市においても、より広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条【環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進】及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条【再生品の使用の促進】の趣旨に則るものである。

2 環境物品等の調達推進の基本的考え方

各課（課及びこれに準じるもの）は、以下の基本的考え方従い、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- (1) 各課は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的使用に努めるものとし、グリーン購入法第11条【環境物品等の調達の推進に当たっての配慮】の規定を念頭に置き、本基本方針及び別途毎年度定める調達方針に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各課は、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷低減が着実に發揮されるよう努めるものとする。

- (2) 物品等の調達を行う際には、従来考慮されていた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点において十分考慮した上で購入することとする。
- (3) 環境負荷をできるだけ低減させる観点から、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等多岐にわたる環境負荷項目をできるだけ包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。
- (4) 物品等の調達に当たっては、事業ごとの特性、求められる品質、機能、性能、使用条件、適正価格等を別途確保した上で、より環境負荷の少ない物品等を選別することとする。

3 特定調達品目の調達推進の基本的考え方

当該年度に全庁的に特に重点的に調達する品目（以下「特定調達品目」という。）は、毎年度の調達方針（以下「調達方針」という。）において、品目、判断基準及び調達目標を設定するものとする。

- (1) 特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。
- (2) 各課においては、特定調達品目以外の環境物品等についても、その事務または事業の状況に応じて、できる限り幅広く調達するよう努めるものとする。また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

4 調達方針に関する事項

(1) 推進体制

ISO14001環境マネジメントシステムにおいて管理、推進する。

(2) 適用範囲

全課（課に準ずるものも含む。）に対し適用するものとする。

(3) 調達実績のとりまとめ及び公表

- (ア) 環境部長は、毎年度、前年度の調達実績をとりまとめ環境管理委員会に報告する。
- (イ) 環境管理委員会は、調達実績を的確に把握し、次年度の調達方針の作成に反映させるとともに、調達実績の概要を公表する。
- (ウ) 実績のとりまとめに係る様式等については、別途定める。

(4) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

各課における調達実務担当者をはじめとする職員に対し、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、積極的に研修や講演会その他の普及啓発を実施する。

(5) 環境物品等に関する情報の活用

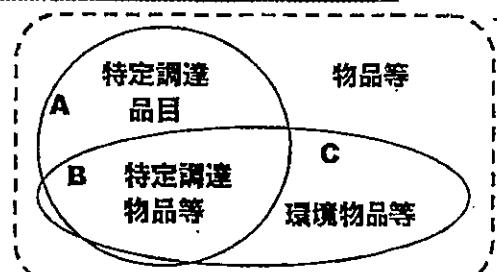
環境物品等の調達にあたっては、エコマークなど各種環境ラベルやグリーン購入ネットワーク（GPN）のデータベースなど環境物品等に関する既存の情報を十分活用し、できる限り環境負荷低減に資する物品等を調達するよう努めることとする。

■ 浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）について

1 概要

ガイドラインは、国の「特定調達品目」（平成20年）に準じて、浜松市独自に作成（※毎年変更（追加・削除））されるため、何が特定調達品目になっているかを把握してください。
ただし、特定調達品目以外の物品であっても、環境対応製品を選択してください。

- A 特定調達品目**…特に環境物品の調達を推進すると定める品目。
平成20年度のガイドラインには**228**品目を定めている。
- B 特定調達物品等**…特定調達品目のうち、ガイドラインの【判断の基準】を満足する物品等。
- C 環境物品等**…環境に優しい物品等全般（下の注参照）



環境物品とは・①～③のいずれかに該当するもの
①再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
②生産、使用、廃棄の各段階で、環境への負荷が小さい製品
③環境への負荷低減に資する役務

2 特定調達物品等の選択方法について

- (1) カタログの表示、環境ラベル（グリーン購入法適合マーク、エコマークなど）、グリーン購入ネットワークのデータベースなどを活用する

文房具等の一般事務用品については、大抵のカタログに「グリーン購入法適合」と明記されているため、これを参考にしてください。

（グリーン購入法適合マークで確認してください。）



【グリーン購入法適合マーク】

- (2) よりよい商品を自ら選ぶ

カタログのマークだけでなく、ぜひ自分で考えて選ぶように心がけてください。また、基準を満たす物品の中でも、よりよい商品を選択してください。

（発注の際には、報告時を念頭において、数量を記録するなどしておいてください）

【参考】

グリーン購入法特定調達物品情報提供システム（環境省）

<http://gpl-db.mediapress-net.com/gpl-db/index.htm>

環境ラベル等データベース（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/index.html>

3 集計方法と報告

- (1) ガイドラインのある物品等のみ集計・報告。

→品目や基準が明確化されることで、より集計・報告をしやすく

- (2) 報告は半期に1度

→月ごとの集計表をご利用ください…報告は表の一部分のみ

- (3) 予算措置のある課で集計

→在庫物品については、調達課等の管理課で一括集計

外郭団体等の予算で購入するものは対象外（グリーン購入は心がけてください）

【17 公共工事（60品目）】

■目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

■品目及び判断の基準等

◇公共工事

【判断の基準】	契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。 ※義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。		

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	【◎】品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水碎スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材（※新規追加）	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
		アスファルト混合物	銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
			再生加熱アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			再生骨材等	

		鉄鋼スラグ混入路盤材	
	小径丸太材	間伐材	
	混合セメント	高炉セメント フライアッシュセメント	
	セメント	エコセメント	
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	塗料	下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面標示用防水性塗料	
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
	土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	
	園芸資材	パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	道路照明	環境配慮型道路照明	
	タイル	陶磁器質タイル	
	建具	断熱サッシ・ドア	
	製材等	製材 集成材 合板 単板積層材	
	再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	

製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②①以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>原料として使用される原木（間伐材、林地残材、小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は、小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用するものとする。
- 2 樹種選択にあたり、やむを得ず弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材については、「製材等」に含まないものとする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板	<p>【判断の基準】</p> <p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、</p>
---------	------------------	---

	木質系セメント板	<p>再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	----------	--

備考)

1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

2 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①オゾン層を破壊する物質を使用していないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ③再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 ④断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <p>○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
-----	-----	--

【◎】備考) 再生資源利用率における「原材料」とは、基材部分とする。

資料Ⅲ4

3 平成20年度 和歌山市グリーン購入計画

(1) 対象品目ごとの判断基準及び配慮事項(エコ偽装関連品目については、世情の動向を優先した環境負荷の軽減に努めた商品であることを前提とする。)

① 紙類

No.	品目	判断基準	配慮事項
1	コピー用紙	①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。	①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林經營が営まれている森林から産出されたものであること。
2	上質紙	①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。	
3	フォーム用紙	②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。	
4	ジアソ感光紙	①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②塗工量が両面で20g/m ² 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は両面で12g/m ² とする。	②バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林經營が営まれている森林から産出されたものであること。
5	トイレットペーパー	○古紙パルプ配合率100%であること。	○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

② 文具類

文具類 共通	○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。	①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林經營が営まれている森林から産出されたものであること。
	①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、同伐材等の木村が使用されていること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。	
1	シャープペンシル	○判断基準
2	シャープペンシル替芯	【容器に適用】 ○残芯が少ないとこと。
3	ボールペン	
4	マーキングペン	
5	鉛筆	
6	スタンプ台	
7	朱肉	○主要素材がプラスチックの場合は再生プラスチックが製品全體重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、60%以上使用されていること。【共通基準に優先】 ○インク又は液が補充できること。
8	印鑑セット	○液が補充できること。
9	回転ゴム印	
10	定規	
11	トレー	
12	消しゴム	【巻紙(スリーブ)又はケースに適用】
13	ステープラー	
14	ステープラー針リムーバー	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
15	連射式クリップ	○主要素材がプラスチックの場合は再生プラスチックが製品全體重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、60%以上使用されていること。【共通基準に優先】
16	事務用修正具(テープ)	○主要素材がプラスチックの場合は再生プラスチックが製品全體重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、60%以上使用されていること。【共通基準に優先】
17	事務用修正具(液状)	【容器に適用】
18	クラフトテープ	○テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。【共通基準に優先】
19	粘着テープ(布粘着)	○テープ基材については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。【共通基準に優先】
20	両面粘着紙テープ	○テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。【共通基準に優先】
21	製本テープ	【テープ基材に適用】
22	ブックスタンド	○主要素材がプラスチックの場合は再生プラスチックが製品全體重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、60%以上使用されていること。【共通基準に優先】
23	ペンスタンド	
24	クリップケース	
25	はさみ	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
26	マグネット(玉)	
27	マグネット(バー)	
28	テープカッター	
29	パンチ(手動)	
30	印子台(紙めくり用ボンジケース)	
31	紙めくりクリーム	【容器に適用】
32	OAクリーナー(エコタイプ)	
33	OAクリーナー(液タイプ)	○内容物が補充できること。
34	レターケース	
35	メディアケース	○主要素材がプラスチックの場合は再生プラスチックが製品全體重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、60%以上使用されていること。【共通基準に優先】
36	マウスパッド	

No.	品目	判断基準	配慮事項
37	OAフィルター(枠あり)	①文具類共通の判断基準を満たすこと。又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ②枠部のプラスチックは、再生プラスチックが全体重量の50%以上使用されていること。	
38	丸刃式紙裁断機		○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行なうように、分離又は分別の工夫がなされていること。
39	カッターナイフ		
40	カッティングマット		○マットの両面が使用できること。
41	デスクマット		
42	CHPフィルム	○再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。【共通基準に優先】	
43	鉛筆	○主要素材がプラスチックの場合は再生プラスチックが製品全重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、60%以上使用されていること。【共通基準に優先】	
44	鉛の具	【容器に適用】	
45	墨汁	【容器に適用】	
46	のり(液状)	【容器に適用】	
47	のり(調味のり)	【容器に適用】	○消耗品が交換できること。
48	のり(固体)		
49	のり(テープ)	【容器・ケースに適用】	
50	ファイル	○金属を除く主要材料が紙の場合は、古紙パルプ配合率70%以上であること。【共通基準に優先】	
51	バインダー		○表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
52	ファイリング用品		
53	アルバム		
54	つづりひも		
55	カードケース		
56	事務用封筒(紙製)	○古紙パルプ配合率40%以上であること。【共通基準に優先】	
57	窓付き封筒(紙製)	○古紙パルプ配合率40%以上であること。【窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。】【共通基準に優先】 ○窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。【共通基準に優先】	
58	けい紙	○古紙パルプ配合率70%以上であること。【共通基準に優先】	
59	起業用紙	○巻工されているものについては巻工量が両面で30g/m ² 以下であること。また、巻工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。	
60	ノート		
61	タックラベル		
62	インデックス	○主要材料が紙の場合は、古紙パルプ配合率70%以上であること。【共通基準に優先】	
63	付箋紙		
64	付箋フィルム		
65	黒板拭き		
66	ホルダーや用ルーザー		
67	額縁		
68	ごみ箱		
69	リサイクルボックス		
70	缶・ボトルつぶし機(手動)		
71	名札(札上用)		
72	名札(衣服取付型・首下げ型)		

(備考) 1 「ファイル」とは、穴を開けてじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キヤップ式等)及び穴を開けることによる各種ファイル(フォルダー、ホールダー、ポップスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクランブルブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、回面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
 2 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
 3 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる齊見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

③ オフィス家具類

No.	品目	判断基準	配慮事項
1	いす	○金属を除く主要材料が木質の場合。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。 ○金属を除く主要材料が木質の場合。 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原本(間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除外。)が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ②材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m ² h以下又はこれと同等のものであること。 ○金属を除く主要材料が紙の場合。 ①紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が使用される場合にあっては、原料とされる原本はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。	①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていること。 ②分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
2	机		

⑨ 設備

No.	品目	判断基準	配慮事項
1	太陽光発電システム	○商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。	
2	太陽熱利用システム	○給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。	○分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
3	燃料電池	○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。	
4	生ごみ処理機	○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減量及び減量等を行う機器であること。	①分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。

⑩ 公共工事

品目	判断基準	配慮事項
公共工事	○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。	

(注意) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

⑪ 役務

品目	判断基準	配慮事項
印刷	<p>紙製の報告書類、ポスター、パンフレット、チラシ、封筒の印刷に適用する。</p> <p>① 印刷用紙が、次の要件を満たしていること。(ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。) ア、古紙パルプ配合率70%以上であること。 イ、塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。(カラー用紙を除く。) ウ、塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 エ、再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ② オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む。)のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p>	<p>①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 ②古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④紙の原料にバージンパルプ(開伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林經營が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

(備考) 1 オンデマンド印刷については、判断基準②の対象外である。

2 「紙製の報告書」とは、特殊加工(複写、着粘、圧着等)がされていない、上・中質紙ベースの紙により、シール、グラビア、フォーム印刷以外で作成された書類をさす。

※上記の判断基準により難い場合は、第三者機関が認定する次の「環境ラベル」を判断基準とする。

エコマーク	国際エコマーク	省エネ性マーク	低排出ガス車認定マーク
ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	パソコンなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度。	省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。通常省エネマークの色は緑色であるが、省エネ基準を達成している場合はマークを緑色で表示できる。	自動車の排出ガス低減レベル(平成17年基準)を示すマークで、低減レベルにより、4つ星、3つ星の2段階がある。
【(財)日本環境協会】	【経済産業省】	【経済産業省】	【国土交通省】

品目分類	品目名	判断基準等																																								
タイル	陶磁器質 タイル	<p>判断基準】 ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い焼成しているものであること。 ②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>記述事項】 ○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td></td></tr> <tr><td>無機珪砂(キラ)</td><td></td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td><td></td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td><td></td></tr> <tr><td>鈎物砂</td><td></td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td><td></td></tr> <tr><td>石炭灰</td><td></td></tr> <tr><td>陶プラスチック</td><td>前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>建材廃材</td><td></td></tr> <tr><td>橡ゴム</td><td></td></tr> <tr><td>廃ガラス</td><td></td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td><td></td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td><td></td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td><td></td></tr> <tr><td>石材屑</td><td></td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td>前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td><td></td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土		無機珪砂(キラ)		鉄鋼スラグ		非鉄スラグ		鈎物砂		陶磁器屑		石炭灰		陶プラスチック	前処理によらず対象	建材廃材		橡ゴム		廃ガラス		製紙スラッジ		アルミスラッジ		磨き砂汚泥		石材屑		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																																									
採石及び窯業廃土																																										
無機珪砂(キラ)																																										
鉄鋼スラグ																																										
非鉄スラグ																																										
鈎物砂																																										
陶磁器屑																																										
石炭灰																																										
陶プラスチック	前処理によらず対象																																									
建材廃材																																										
橡ゴム																																										
廃ガラス																																										
製紙スラッジ																																										
アルミスラッジ																																										
磨き砂汚泥																																										
石材屑																																										
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																																									
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																																									
上水道汚泥	前処理によらず対象																																									
湖沼等の汚泥																																										
建具	断熱サッシ・ドア	<p>判断基準】 ○建築物の遮断を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 -複層ガラスを用いたサッシであること。 -二重サッシであること。 -断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。</p>																																								
製材等	製材	<p>判断基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②①以外の場合には、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>記述事項】 ○原料として使用される原木(間伐材、林地残材及び小径木を除く。)は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>																																								
	集成材 合板 单板積層材	<p>判断基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。 ②①以外の場合には、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>記述事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>																																								

- (備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「单板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原木・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

品目分類	品目名	判断基準等
フローリング	フローリング	<p>判断基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。 ②①以外の場合には、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>記述事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- (備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原木・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

資料Ⅲ 5

岡山市グリーン購入基本方針

近年の環境問題の多くは、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要である。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境物品等の購入を積極的に推進することにより、市自ら生じる環境負荷を低減させ、グリーン購入を推進することによって、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。

1. 基本的な考え方

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、購入にあたっては環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先的に購入するため、次の原則により取り扱うこととする。

(1) 必要性考慮の原則

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とする。

(2) ライフサイクル考慮の原則

- ・ 物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクル全体における多様な環境負荷について考慮する。
- ・ 物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意する。
- ・ 購入に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断する。

①環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること

②資源やエネルギーの消費が少ないとこと

③再生可能な天然資源は持続可能に利用していること

④長期間の使用ができること

⑤再使用が可能であること

⑥リサイクルが可能であること

⑦再生材料や再使用部品を用いていること

⑧廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

- ・ 公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意する。

(3) 事業者環境配慮の原則

事業者の選定にあたっては、ISO14001 や岡山市グリーンカンパニー活動実践事業所等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っている者や、環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。

2. 対象物品等及び対象組織

市が調達する物品、公共工事（市が行う建築及び土木等すべての工事）を対象とし、市のすべての組織において取り組む。

3. 特定調達品目及びその判断基準等

グリーン購入法に基づき、市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等を特定調達品目とし、該当する物品等について優先的に選択するための判断基準及び、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）は別記のとおりとする。

なお、特定調達品目及びその判断基準等は、特定調達品目等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

4. 調達目標の設定

調達目標は、特定調達品目を対象に原則として毎年度定める。

5. 物品調達の原則

- (1) 特定調達品目を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品の中から調達する。なお、やむを得ず基準を満たさない物品等を調達する場合は、基準を参考として第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のもので環境負荷ができるだけ小さい物品等を調達するように努める。
- (2) 特定調達品目以外の物品等の調達についても、できる限り環境物品等を調達するよう努める。この場合、1. 基本的な考え方を考慮のうえ、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のもので環境負荷ができるだけ小さい物品等を調達するように努める。

6. 実績把握及び公表等

特定調達品目の実績を毎年度集計し、グリーン購入の取り組み状況について結果を公表する。公表の方法については「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」に準ずる。

7. 推進体制

グリーン購入については、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」に規定する体制により推進する。

※変更箇所(←を付けたところ)にはアンダーライン・網掛けをしています。

岡山市特定調達品目(判断基準及び配慮事項) - 公共工事関連物品以外 -

ここに規定している判断基準は、あくまでも調達推進に当たっての一つの目安を示すものであり、第三者機関の認定する環境ラベル等を参考に、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

分野	品目	判断基準	配慮事項
1.紙類 (見直しを保留)	コピー用紙	古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成19年2月一部変更閣議決定)」の判断の基準及び配慮事項を満たすこと。
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。	
	インクジェットカラープリント用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上であること。	
	ジアゾ感光紙	古紙パルプ配合率70%以上であること。	
	印刷用紙	古紙パルプ配合率70%以上であること。	
	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%であること。	
	ティッシュペーパー		

分野	品目	判断基準	配慮事項
2.文具類	文具類共通	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成20年2月一部変更閣議決定)」の判断の基準及び配慮事項を満たすこと。
	シャーブペンシル		残芯が可能な限り少ないこと。
	シャーブペンシル替芯	【判断基準は容器に適用】	
	ボールペン		芯が交換できること。
	マーキングペン		消耗品が交換又は補充できること。
	鉛筆		
	スタンプ台		インク又は液が補充できること。
	朱肉		
	印章セット		液が補充できること。
	印箱		
	公印		
	ゴム印		
	回転ゴム印		
	定規		
	トレー		
	消しゴム	【判断基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用】	
	ステープラー		再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
	ステープラー針リムバー		
	連射式クリップ(本体)		
	事務用修正具(テープ)		消耗品が交換できること。
	事務用修正具(液状)	【判断基準は容器に適用】	
	クラフトテープ	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成20年2月一部変更閣議決定)」の判断の基準及び配慮事項を満たすこと。
	粘着テープ(布粘着)	テープ基材については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	

		<p>再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)</p> <p>①原料に再生材料(下表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用いられたものであること。</p> <p>②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr> <td>下水道汚泥</td><td></td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥														
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																				
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																				
下水道汚泥																					
園芸資材	パークたい肥	<p>以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜糞、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・有機物の含有率(乾物)</td><td>70%以上</td></tr> <tr> <td>・炭素窒素比[C/N比]</td><td>35以下</td></tr> <tr> <td>・陽イオン交換容量[CEC](乾物)</td><td>70meq/100g以上</td></tr> <tr> <td>・pH</td><td>5.5~7.5</td></tr> <tr> <td>・水分</td><td>55~65%</td></tr> <tr> <td>・幼植物試験の結果</td><td>生育阻害その他異常を認めない</td></tr> <tr> <td>・窒素全量[N](現物)</td><td>0.5%以上</td></tr> <tr> <td>・りん酸全量[P₂O₅](現物)</td><td>0.2%以上</td></tr> <tr> <td>・カリ全量[K₂O](現物)</td><td>0.1%以上</td></tr> </tbody> </table>	・有機物の含有率(乾物)	70%以上	・炭素窒素比[C/N比]	35以下	・陽イオン交換容量[CEC](乾物)	70meq/100g以上	・pH	5.5~7.5	・水分	55~65%	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない	・窒素全量[N](現物)	0.5%以上	・りん酸全量[P ₂ O ₅](現物)	0.2%以上	・カリ全量[K ₂ O](現物)	0.1%以上	←
・有機物の含有率(乾物)	70%以上																				
・炭素窒素比[C/N比]	35以下																				
・陽イオン交換容量[CEC](乾物)	70meq/100g以上																				
・pH	5.5~7.5																				
・水分	55~65%																				
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない																				
・窒素全量[N](現物)	0.5%以上																				
・りん酸全量[P ₂ O ₅](現物)	0.2%以上																				
・カリ全量[K ₂ O](現物)	0.1%以上																				
道路照明	環境配慮型道路照明	高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。	設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。																		
フローリング	フローリング	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルdehyドの放散量が平均値で0.3mg/Lかつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。																		
照明機器	照明制御システム	連続調光可能なHf蛍光灯器具及びこれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。																			
変圧器	変圧器(定格一次電圧が600Vを超えるもの)	省エネ法に基づく経済産業省告示に定める判断基準に適合していること。	運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。																		
空調用機器	吸収冷温水機	冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。(JIS B 8622による)																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍能力が186kW未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>冷凍能力が186kW以上</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	区分	成績係数	冷凍能力が186kW未満	1.10	冷凍能力が186kW以上	1.15													
区分	成績係数																				
冷凍能力が186kW未満	1.10																				
冷凍能力が186kW以上	1.15																				

資料Ⅲ 6

平成20年度倉敷市グリーン調達方針

(平成19年4月2日制定)

倉敷市グリーン調達基本方針に基づき、平成20年度における環境物品等の調達方針を次のとおり定める。

1. 重点調達品目及び調達目標

重点調達品目及び調達目標は、別表1に示すとおりとする。

2. 判断基準及び配慮事項

判断基準及び配慮事項は、別表2に示すとおりとする。

3. 調達の原則

- (1) 重点調達品目の調達に当たっては、原則として判断基準に適合するものを調達する。
なお、その際に、配慮事項についても考慮することが望ましい。
- (2) 重点調達品目の調達に当たっては、品質や価格等においてやむを得ない場合には、判断基準に適合しない物品等を調達することができる。この場合には、その理由を明らかにするとともに、第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等をできる限り選択するよう努める。
- (3) 重点調達品目以外の物品等についても、倉敷市グリーン調達推進基本方針の基本的な考え方及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成20年2月5日一部変更閣議決定）」の判断の基準等を参考にし、できる限り第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等を選択するよう努める。
- (4) 管財課において一括購入する統括物品で、重点調達品目以外の物品等についても、原則として第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等を調達することとする。
- (5) 市が外注により発行する冊子、パンフレット等の印刷物において、再生紙を使用した場合は、原則として使用した用紙の古紙パルプ配合率を表示することとする。

(別表1) 重点調達品目及び調達目標

品 目	調達目標
1. 紙類	情報用紙 ただし、フォーム用紙（コンピュータ用連続用紙、OCR用紙など）を除く、印刷用紙、衛生用紙
2. 文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、ゴム印、回転ゴム印、定規、消しゴム、ステープラー（ホッチキス）、連射式クリップ（本体）、修正テープ、修正液、クラフトテープ、布テープ、両面テープ、製本テープ、はさみ、マグネット、テープカッター、パンチ（手動）、鉛筆削（手動）、レターケース、メディアケース、マウスピッド、OAフィルター（枠あり）、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、のり（液状、澱粉のり、固形、テープ）（補充用を含む）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、ホワイトボード用イレーザー、名札（机上用、衣服取付型、首下げ型）
3. オフィス家具類	いす、机、ホワイトボード
4. OA機器	コピー機（複合機を含む）、電子計算機、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア、電子卓上計算機、カートリッジ類（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）
5. 家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫、テレビジョン受信機
6. エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
7. 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
8. 照明	蛍光灯照明器具、ランプ（蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形）、電球形状のランプ）
9. 自動車	自動車（二輪車、特種用途自動車及び車両総重量3.5t以上のバス、トラックを除く）
10. 消火器	
11. 制服・作業服	制服、作業服
12. 作業手袋	
13. 役務	印刷（電算帳票の印刷を除く）

※ 貸賃借契約により設置する機種にあっては、当該年度に新規もしくは現機種を更新して導入する場合のみを対象とする。

(別表2) 重点調達品目に係る判断基準及び配慮事項

品目	判断基準	配慮事項
全品目共通		<p>①「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成20年2月5日一部変更閣議決定）」の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②環境ラベル等を参考に、できる限り環境への負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時または廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>⑤バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

※環境ラベル

製品やサービスの環境に関する情報を、製品やパッケージ、広告などに書かれた文言、シンボルまたは図形・図表を通じて購入者に伝達するもの。第三者機関が認証したシンボルマークで表わすタイプ（エコマークなど）、事業者の自己宣言による環境主張などがある。

○ 環境ラベル等データベース

環境物品を選ぶための情報源紹介ページ：環境省

※グリーン購入に当たって 参考となるマーク等

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）適合製品

製品、カタログ等にグリーン購入法適合品または対応品等と表示されているもの。

◇ グリーン購入法特定調達物品情報提供システム（製造事業者等の自己判断に基づく登録制の情報提供）



○ **GPN** グリーン購入のためのGPNデータベース

GNP（グリーン購入ネットワーク）のグリーン購入ガイドラインに則した項目に関する環境情報、グリーン購入法の判断基準への適合、価格、基本性能などの情報をまとめたデータベース。